

## 不動産鑑定士または不動産鑑定士補の登録の消除

手続名	不動産鑑定士または不動産鑑定士補の登録の消除
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律第20条第1項第1号
手続対象者	不動産鑑定士または不動産鑑定士補で、その登録を消除しようとする者
提出時期	登録が不要となり消除しようとするとき随時
提出方法	申請書を下記の提出先の窓口へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	なし ○部数は、正1部、副1部（副はコピーで可）を提出してください。
申請書様式	不動産鑑定士（補）登録消除申請書 なお、申請書の宛先名は、住所地を管轄する下記の地方整備局等〔*1〕の長となります。
記載要領・記載例	・申請の理由は、高齢・病気・業務を行わないなど適宜簡潔に記載してください。 ・業務に従事する不動産鑑定業者に関する事項欄は、なければ記載を要しない。
提出先	住所地を管轄する都道府県の不動産鑑定事務担当課を経由してください。
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	提出先の都道府県・地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省土地・建設産業局企画課鑑定評価指導室
審査基準	不動産の鑑定評価に関する法律等の法令の定めるところによります。
標準処理期間	3週間
不服申立方法	行政不服審査法の規定によります。

### 申請書の宛先となる地方整備局等の名称

住所地の都道府県名（書類の經由都道府県）	地方整備局等〔*1〕
北海道	北海道開発局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局
沖縄県	沖縄総合事務局